

見附市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第12号

見附市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

見附市職員の職名に関する規則（昭和48年見附市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健師」の次に「、助産師」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。